

7 障害者手帳

(1)身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要になります。

○障害の種類

視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害

○障害の程度

1～6級（詳しくはP124～126の身体障害者障害程度等級表を御参照ください。）

○申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「身体障害者手帳交付申請書」「知事の指定した医師の診断書」「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、「手帳の交付を受ける方の個人番号（マイナンバー）が分かるもの（通知カード又は個人番号カード）」を持参してください。

○障害の程度変更

障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。

○居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合にも居住地の市福祉事務所又は町役場に届け出てください。

○再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は知事に返還しなければなりません。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請してください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(2)療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）と保護者の方に療育の指導や知識の普及及び援護の措置を受ける利便に役立てるために、知的障害児（者）に交付しています。

○障害の程度

A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階
（詳しくはP127の知的障害の判断基準を御参照ください。）

○申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「療育手帳交付等申請（届出）書」「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

○再判定

手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は障害者総合相談所で、それぞれ再判定を受けてください。

○居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「療育手帳交付等申請（届出）書」に療育手帳を添えて提出してください。

氏名を変更された場合も上記「申請（届出）書」を提出してください。

○再交付

紛失、破損又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を知事に返還しなければなりません。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

(3)精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神障害者に対し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために交付しています。

○障害の程度

1～3級（詳しくはP128～130の等級判定基準を御参照ください。）

○申請手続

本人が居住地の市役所又は町役場に対して、「精神障害者保健福祉手帳申請書」、「医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」若しくは「精神障害を支給事由とする年金証書等の写し、年金振込通知書等の写し及び同意書」、「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の提示が必要です。

申請は、家族や医療機関職員等が代行することができます。

○有効期限

2年（障害の状態を再認定して更新します。有効期限の3カ月前から更新の申請ができます。）

○等級変更

障害の程度が変わったと思われる方は、医師の診断書若しくは年金証書等の写し等を添えて申請してください。

○氏名変更

速やかに居住地の市役所又は町役場に届け出てください。

○居住地変更

県内での転居の場合、速やかに新しい居住地の市役所又は町役場に届け出てください。

県外へ転居の場合、転居先の都道府県の市区町村へ届け出て新たな手帳の交付を受けてください。

○再交付

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

○返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、手帳の有効期間が満了となった場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を居住地の市役所又は町役場に返還してください。

○その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P116、118）

栃木県精神保健福祉センター（TEL.028-673-8785）、県健康福祉センター（P115）

(4)手帳所持者が利用できる各種制度等

障害者を対象とした各種制度を利用する場合には、障害者手帳を呈示することによって資格の確認が容易になります。制度によっては所得制限や診断書による判定等の条件を設けていますので、詳しいことは関係する窓口にお問い合わせください。

制度等の名称		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			掲載 ページ
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
県営住宅	入居資格（収入基準）の緩和	○	○	○	○			○	○	○		○	○		17
	単身入居	○	○	○	○			P17で確認してください。				○	○	○	17
	優先入居	○	○	○	○			○	○	○		○	○		17
行動範囲の拡大	鉄道・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
	航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
	有料道路通行料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○						20
	ハイヤー・タクシー利用に対する助成	市町により内容が異なりますので、P21で確認してください。													21
	運転免許取得費用の助成	市町により内容が異なりますので、市福祉事務所又は町役場（P116、118）にお問い合わせください。													22
	自動車改造費用の助成														23
医療	自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○								35
	重度心身障害者医療費の助成	障害の程度により利用条件が異なりますので、P36で確認してください。													36
補装具費の支給		○	○	○	○	○	○								61
日常生活用具の給付・貸与		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				62
手当	特別障害者手当	○	○					○							65
	障害児福祉手当	○	○					○	○						66
	特別児童扶養手当	○	○	○	○			○	○	○	△				67
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○	○	○		68
税金等	税金の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	72
	NHK受信料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	74
	NTTふれあい案内（無料番号案内）	障害種別により内容が異なりますのでP75で確認してください。						○	○	○	○	○	○	○	75
	携帯電話の基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	76
	県立施設使用料等の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77

※ △は、特別児童扶養手当認定診断書により該当となる場合があります。